

(3) 第3種事業に関する調

(単位：人，千円)

業種	課税人員			所得金額			事業主控除額	差引課税所得金額
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者	所得税失格者	計		
医業	225	-	225	2,536,092	-	2,536,092	641,142	1,894,950
歯科医業	130	-	130	849,890	-	849,890	374,100	475,790
薬剤師業	x	-	x	x	-	x	x	1,901
あん摩等の事業	74	-	74	352,163	-	352,163	199,863	152,300
獣医業	66	-	66	563,566	-	563,566	185,844	377,722
装蹄士業	x	-	x	x	-	x	x	989
弁護士業	218	2	220	2,323,639	9,825	2,333,464	633,409	1,700,055
司法書士業	150	5	155	1,262,425	30,561	1,292,986	445,634	847,352
行政書士業	36	2	38	163,751	8,094	171,845	108,992	62,853
公証人業	9	-	9	119,140	-	119,140	26,100	93,040
弁理士業	3	-	3	40,507	-	40,507	8,700	31,807
税理士業	320	5	325	2,561,004	24,117	2,585,121	934,768	1,650,353
公認会計士業	39	-	39	402,066	-	402,066	112,859	289,207
計理士業	-	-	-	-	-	-	-	-
社会保険労務士業	76	2	78	498,137	6,694	504,831	223,542	281,289
コンサルタント業	145	6	151	840,493	27,024	867,517	429,687	437,830
設計監督者業	329	17	346	1,792,343	75,873	1,868,216	997,360	870,856
不動産鑑定業	15	-	15	148,949	-	148,949	43,500	105,449
デザイン業	91	4	95	449,090	18,163	467,253	272,118	195,135
諸芸師匠業	108	15	123	455,302	55,595	510,897	342,927	167,970
理容業	90	17	107	361,447	59,568	421,015	297,978	123,037
美容業	209	20	229	1,000,070	67,280	1,067,350	651,537	415,813
クリーニング業	10	3	13	44,073	9,055	53,128	36,734	16,394
公衆浴場業	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科衛生士業	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科技工士業	61	9	70	257,030	32,486	289,516	200,101	89,415
測量士業	36	5	41	186,446	17,955	204,401	115,517	88,884
土地家屋調査士業	124	3	127	946,113	13,479	959,592	367,575	592,017
海事代理士業	x	x	x	x	x	x	x	2,140
印刷製版業	x	-	x	x	-	x	x	2,509
合計	2,570	116	2,686	18,177,107	460,237	18,637,344	7,670,287	10,967,057

(注) (1) (2) (3) 共通

- この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち平成26年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 1人で2以上の事業を兼業するものについては、主たる事業欄に記載した。
- 「所得金額」は、社会保険診療等に係る課税除外分を控除した金額を記載した。
- 2以上の都道府県に分割する個人については、主たる事務所等が本県に所在するものを記載し、本県に従たる事務所等の所在するものについては記載されていない。

(4) 分割個人の所得金額に関する調

(単位：人，千円)

区分	本県本店分				他県本店分	
	課税人員	課税所得金額			課税人員	分割を受けた課税所得金額
		当該県分	他の県分	計		
第1種事業	x	1,677	4,181	5,858	6	9,668
第2種事業	x	x	x	x	x	404,509
第3種事業	x	x	x	x	x	12,798
計	4	3,521	5,103	8,624	9	426,975

- この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち平成26年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 課税所得金額は、事業主控除後の所得金額である。